

入札情報

公表日 令和7年8月4日

R7 - 公募型指名競争入札 第 ND-2 号	南部土木センター
----------------------------	----------

次により、公募型指名競争入札（地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を F A X で送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、F A X の受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、F A X による送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページ「事業者の方」〉「入札・契約情報」〉「契約監理課ホームページ」〉「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和7年8月7日(木)正午までに南部土木センターに提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高根トンネル非常通報装置保守点検業務委託（長期継続契約）
2 業務の履行場所	高松市香南町由佐地内
3 業務の種類	保守点検業務
4 業務概要	非常通報装置保守点検 一式
5 履行期間	令和7年9月1日から令和10年6月30日まで
6 予定価格 (税抜き価格)	非公表
7 最低制限価格 (税抜き価格)	設定しない
8 入札保証金	免除
9 契約保証金	不要
10 支払条件	部分完了払い（検収合格后、適法な請求を受けてから30日以内に支払う）

1 1 入札参加条件	(1) 入札参加申請日現在、高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている市内企業（市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。 (2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (3) 参加申請書提出日現在、令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿の電気工事又は電気通信工事の業種登録のある者。 (4) 業務の内容に適合した業務責任者（資格は問わない）を配置できること。 (5) 24時間体制で緊急対応が可能であること。 (6) 過去15年以内に元請として完了した次の履行実績を有すること（発注機関は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。）。 道路構造物又は道路の附属施設における、非常用設備（通報設備又は警報設備に限る。）の設置工事又は保守点検業務で、契約金額200万円以上の履行実績を有すること。なお、12で求める実績調書に入札参加条件に適合する実績の業務内容及び金額明細が確認できる書類を添付すること。 〔この契約金額（設計変更は変更後契約金額）は、消費税及び地方消費税を除いた額。〕 (7) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (8) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 2 入札参加申請	入札参加を希望する者は、<u>参加申請書(指定様式)</u>及び<u>実績調書(指定様式)</u>に11入札参加条件(6)を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX、郵送又は持参すること。 申請受付FAX番号 087-879-0721 郵送又は持参先 〒761-1795 高松市香川町川東上1865-13 香川総合センター 3階 南部土木センター ※ 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を13参加申請書提出期間中の市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること。 電話番号 087-879-0720 ※ 郵送の場合は、不着等の事故を防ぐため、一般書留又は簡易書留によるものとし、郵送に係る費用は本入札に参加しようとする者の負担とする。 ※ 持参可能な日時は、上記受信確認電話可能な日時と同じとする。 ※ 指定様式は、次のとおりとする。 <u>公募型指名競争入札参加申請書</u>

1 3	参加申請書提出期間	令和 7 年 8 月 4 日(月)から令和 7 年 8 月 7 日 (木) まで (同日正午必着)
1 4	指名(非指名)通知	(1) 通知は、令和 7 年 8 月 8 日 (金) までに F A X で送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。
1 5	現場説明	実施しない。
1 6	質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和 7 年 8 月 1 2 日(火)午後 5 時までに質問書を南部土木センターに F A X で送信すること。 質問受付 F A X 番号 087-879-0721 ※ 指定様式は、別添「 <u>質問及び回答書</u> 」のとおり。 (2) 質問書受付後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 公表期間 令和 7 年 8 月 1 3 日 (水) から 令和 7 年 8 月 2 1 日 (木) まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表する(公表は期間初日の午後 1 時までに開始。) ※ インターネット環境が未整備の場合、電話で、上記の公表内容について F A X 送信を依頼することができる。
1 7	入札書の提出期間及び提出先	提出方法 直接持参又は郵送によること 提出期間 令和 7 年 8 月 1 8 日(月)から 同月 2 1 日(木)まで 提出先 〒761-1795 高松市香川町川東上 1 8 6 5 - 1 3 香川総合センター 3 階 南部土木センター 提出書類 <u>入札書</u> <u>委任状</u> ※該当の場合のみ ※ 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、提出期間の最終日の午後 5 時までに必着させなければならない。なお、郵送方法は 1 2 入札参加申請に記載の方法とする。
1 8	開札	日時 令和 7 年 8 月 2 2 日(金)午前 9 時 0 0 分
		場所 香川総合センター 3 階 南部土木センター
1 9	再度入札	無
2 0	問合せ先	〒761-1795 高松市香川町川東上 1 8 6 5 - 1 3 高松市都市整備局南部土木センター 電話番号 087-879-0720 F A X 番号 087-879-0721

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (7) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後（期日の末日が日曜日、祝日法に定める休日又は土曜日に当たる場合は、その後の直近の平日とする。）に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。
 - ア 記名押印した契約書
 - イ 各年度の契約金額(令和7年度は7か月分（点検1回分）、8年度及び9年度は12か月分（点検各年度2回分）、10年度は3か月分（点検1回分）とし、各点検1回当たりの金額は均等とすること。)を記載した内訳書
 - ウ 点検計画表（上記イの頻度で点検し、合計6回点検することとなるよう記載すること。)
- (8) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入

札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (9) この契約は、地方自治法第234条の3による長期継続契約である。したがって、翌年度以降の年度の歳出予算について減額又は削除がされた場合には、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

なお、高松市公募型指名競争入札試行要領第10条は適用しないものとする。

- (10) 落札後、別途指示する期限までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱うものとする。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)
≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：

naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。